

オンライン設計協議の試行要領

(目的)

第1条 この要領は、浜松市が発注する土木、建築工事において、設計業務委託の受注者（以下、「受注者」という。）及び市設計担当者（以下、「発注者」という。）の生産性向上を図るため、パソコン、タブレット等による映像と音声の双方向通信を用いた設計協議（以下、「オンライン設計協議」という。）を行う試行について必要な事項を定めるものである。

(対象業務)

第2条 受注者から発注者事務所への移動時間の削減、協議時間の柔軟設定による業務効率の改善が期待でき、かつ、通信環境が良好である設計業務を選定する。

選定した業務は、設計図書にオンライン設計協議であることを明記して発注手続きを行うこととし、受注者が希望する場合にオンライン設計協議を実施することができるものとする。

(適用)

第3条 オンライン設計協議は、受発注者の求めに応じそれぞれの端末から図面等の協議資料を音声とともに画面を共有して行い、双方向通信で確認を行うことにより、受発注者が必要とする情報を入手できる場合に適用する。

ただし、通信状況によってオンラインによる確認が困難な場合は、適用しない。

(実施方法)

第4条 オンライン設計協議を行う場合、受注者は発注者と事前に協議を行い、オンライン設計協議の適用（確認する項目・内容等）、仕様（使用する機器・アプリケーションまたはサービス）、実施記録の方法を計画し発注者の承諾を得るものとする。

(実施手続)

第5条 オンライン設計協議は、以下の手順により実施する。

(1) 実施計画書の提出・確認

受注者は、オンライン設計協議の実施について、実施計画書を作成し提出する。

なお、事前の通信状況等の事情で期待した映像品質が得られないなどの理由で、対面による設計協議を実施する場合は、以降の手続によらず、従来の手続とする。

(2) オンライン設計協議の申請

受注者は、オンライン設計協議を実施する場合、設計業務計画書にオンライン

設計協議であることを明記する。実施日時等の取扱いは、従前の対面の場合と同様とする。

ただし、発注者が対面の必要があると判断した場合は、対面により実施するものとする。

(3) オンライン設計協議の実施

オンライン設計協議は、受発注者双方において設計協議を望む側から通信を開始して実施する。

ただし、オンライン設計協議にて、必要となる情報が得られなかった場合は、会合による設計協議を実施するものとする。

(4) オンライン設計協議の確認

オンライン設計協議の協議議事録に、オンラインにて実施した旨の記録をする。

(機器等の手配・仕様)

第6条 機器等の準備、手配、機器の仕様の決定にあたり以下のことに留意する。

(1) 受注者は、オンライン設計協議で必要となるパソコン、タブレット端末等の機器及び通信回線等の準備を行うものとする。

(2) 発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等を利用する。

(3) 利用するアプリケーションまたはサービスは、発注者が保有するタブレット端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して費用が生じないものを受注者が選定する。

(費用)

第7条 受注者が行う機材等の手配に要する費用は、業務の諸経費に含まれるものとし、別途計上しない。

(試行の検証)

第8条 オンライン設計協議の有効性や効果、課題について把握するため、受注者及び発注者に対して必要となる調査を実施する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。